

【参照条文】

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号ニ、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供）

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第十六条の四 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一 内閣総理大臣 消費者委員会

二 経済産業大臣 消費経済審議会

三 法第六十七条第一項第六号の当該商品、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一 ～ 四十（略）

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二 ～ 五十一（略）

○ 特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）

（弁理士法の一部改正）

第八条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

本則中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

（略）

第四条第二項に次の一号を加える。

四 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の二の十一第一項及び第二項（同法第六十五条第六項及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談

第四条第三項第二号中「又は商標」を「、商標、植物の新品種又は地理的表示（ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の場所、地域又は国を産地とするものであることを特定する表示をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第三号中「又は」を「、植物の新品種、」に、「の保護」を「又は地理的表示の保護」に改める。